## 【表紙】

【届出の対象とした募集金額】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2019年9月30日

【会社名】株式会社ジーンテクノサイエンス【英訳名】Gene Techno Science Co.,Ltd.【代表者の役職氏名】代表取締役社長 谷 匡治

 【本店の所在の場所】
 東京都中央区新川一丁目2番12号

 【電話番号】
 03-6222-9547(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理本部長 栄 靖雄 【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川一丁目 2 番12号

【電話番号】 03-6222-9547 (代表)

 【事務連絡者氏名】
 執行役員経営管理本部長
 栄 靖雄

 【届出の対象とした募集有価証券の種類】
 新株予約権付社債及び新株予約権証券

(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債) その他の者に対する割当 600,000,000円

(第9回新株予約権)

その他の者に対する割当 3,495,742円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資 される財産の価額の合計額を合算した金額

543,547,742円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の 払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される 財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。ま た、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場 合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際し て出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少 します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
<b>銘柄</b>	株式会社ジーンテクノサイエンス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	
	(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(注) 1	
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。	
券面総額又は振替社債の	金600,000,000円	
総額(円)		
各社債の金額(円)	金20,000,000円	
発行価額の総額(円)	金600,000,000円	
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円	
	但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。	
利率(%)	本社債には利息を付さない。	
利払日	該当事項なし。	
利息支払の方法	該当事項なし。	
償還期日	2022年10月31日	
償還の方法	1 本社債は、2022年10月31日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。	
	2 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰	
	り上げる。	
	3 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることが	
	できる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予	
	約権の一方のみを消却することはできない。	
	4 当社が本項に従った支払いをする場合、利息制限法に定める制限の範囲内で行われるも	
	のとする。	
募集の方法	第三者割当の方法により、CVI Investments, Inc.に全額を割り当てる。	
	(後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」を参照)	
申込証拠金(円)	該当事項なし。	
申込期日	2019年10月16日	
申込取扱場所	株式会社ジーンテクノサイエンス 経営企画部	
	東京都中央区新川一丁目 2 番12号	
払込期日	2019年10月16日	
	本新株予約権を割り当てる日は2019年10月16日とする。	
振替機関	該当事項なし。	
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のため	
	に特に留保されている資産はない。	
財務上の特約(担保提供	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社	
制限)	が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新	
	株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。な	
	お、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債	
	であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該	
	新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。	
財務上の特約(その他の	該当事項なし。	
条項)		

- (注) 1.株式会社ジーンテクノサイエンス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、本「1 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。)は、2019年9月30日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
  - 2. 本新株予約権付社債及び株式会社ジーンテクノサイエンス第9回新株予約権(以下、本「1 新規発行新株 予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「第9回新株予約権」といいま す。)の発行を総称して「本資金調達」といいます。
  - 3. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しません。
  - 4. 本新株予約権付社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債権の保有者(以下、「本新株予約権付社債権者」といいます。)に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行います。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができます。

5. 本新株予約権付社債について、当社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (新株予約権付社債に関する事項)

( 新休予烈惟り 任頃に関	
当該行使価額修正条項付	1 本新株予約権の行使請求(以下、「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を
新株予約権付社債券等の	新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株
特質	式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は株価の
	下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本新株予約権が付された
	本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して
	得られる数であるため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に従い転換価
	額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式
	の数は増加する。
	2 転換価額の修正基準及び修正頻度について
	2020年4月17日、2020年10月17日、2021年4月17日、2021年10月17日、2022年4月17日
	│ │ 及び2022年10月17日(以下、個別に又は総称して「CB修正日」という。)において、当│
	該CB修正日に先立つ15連続取引日において株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券
	取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い
	2 つの価額の合計金額を 2 で除した金額(1 円未満の端数切り上げ)の91%に相当する
	金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下、「CB修正日価額」という。)が、当該
	CB修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該CB修正
	日以降、当該CB修正日価額に修正される。
	3 転換価額の下限等について
	CB修正日にかかる修正後の転換価額が370円(以下、「下限転換価額」といい、別記
	「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準
	用して調整される。)を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。な
	お、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株
	予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある
	転換価額で除して得られる数となる。
	4 繰上償還等
	4   深工関格等   本新株予約権付社債は、別記「償還の方法」欄第2項乃至第4項に従い、繰上償還され
	一年前体子が推り任頃は、別記 「関係の月本」(関布と項月主先年頃に近い、深工関係で16    ることがある。
   新株予約権の目的となる	当社普通株式
株式の種類	ヨゼョ虚がら   完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない株式
	元主職大権休式であり休主の権利に特に制限のない休式   単元株式数100株
がサマめたの口的した?	
新株予約権の目的となる	行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総     第5日間に、新たるには、1000年間により、1000年間第3月に実践るまた。
株式の数	額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める転換価額で除した数とする。   
がサスルをのにはのも	但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払	1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債と
込金額 	し、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
	2 転換価額は、当初740円とする。但し、転換価額は第3項及び第4項の規定に従って修
	正又は調整される。
	3 転換価額の修正
	CB修正日において、CB修正日価額が、当該CB修正日の直前に有効な転換価額を1円以上
	下回る場合には、転換価額は、当該CB修正日以降、当該CB修正日価額に修正される。但
	し、CB修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には転
	換価額は下限転換価額とする。

#### 4 転換価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の 普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株 式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(下記(2) 第 号の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条 件に従い行使する場合の下記(2)第 号に定義する取得価額等。また、下記(2)第 号 の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等)が、下記(2)において調整後の転 換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換 価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後の転換価額が下限転換価額 を下回ることとなる場合には、下限転換価額)に調整される。
- (2) 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合 (無償割当てによる場合を除く。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当 社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は使用人に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下、

「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に割り当てられたものを除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下、「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合調整後の転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、 本項 及び にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

(調整前転換価額 - 調整後転換価額) × 期間内に交付された株式数

株式数= 調整後転換価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(4)に掲げる各事由により当社の 普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める 算式(以下、「株式分割等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

既発行株式数 + 新発行・処分株式数 × 1 株当たりの払込金額

調整後 = 調整前 × 転換価額 ×

既発行株式数 + 新発行・処分株式数

時価

(4) 株式分割等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換 価額の適用時期については、次に定めるところによる。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

株主に対する無償割当てにより普通株式を発行又は処分する場合

調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準 日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

本項 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 及び にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これ を適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに 本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

株式数 = -

調整後転換価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(5) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(6)に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下、「特別配当による転換価額調整式」といい、株式分割等による転換価額調整式とあわせて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 時価 - 1 株当たり特別配当 時価

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(6) 「特別配当」とは、2022年10月17日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (7) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1 円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整 を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整 前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (8) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位 を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、株式分割等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額が初めて適用される日、特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	株式会社ジーンテクノサイエンス(E
	有価証券届出書(参照
	転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与える
	ための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の
	転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総
	数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。ま
	た、上記(4) の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、
	基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を
	含まないものとする。
	(9)上記(2)、(4)及び(5)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合
	には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価
	額の調整を行う。
	株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整
	を必要とするとき。
	その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転
	換価額の調整を必要とするとき。
	転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後
	の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮
	する必要があるとき。
	(10)上記(2)、(4)及び(6)の規定にかかわらず、上記(2)、(4)又は(6)に基づく調整後の転
	換価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく転換価額の修正の効力発生日と一致
	する場合には、当社は、必要な転換価額及び下限転換価額の調整を行う。
	(11) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日まで
	に、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の
	転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知す
	る。但し、上記(2) 及び(4) に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知
-11 - 11 - 1- 11	を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により	金600,000,000円
株式を発行する場合の株	
式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
株式を発行する場合の株	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格(会社法
式の発行価格及び資本組	上の本新株予約権の行使に際してする出資の目的となる財産の1株当たりの価額)は、
入額	行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる
	株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。
	2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則
	第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額と
	し、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加す
<b>ボサフルケッ/-/+</b> 200	る資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2019年10月16日から2022年10月17日まで(以下、「行使請求期間」という。)とする。但
	し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。
	当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日
新株予約権の行使請求の	1 新株予約権の行使請求受付場所
受付場所、取次場所及び	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公込取扱場所	2 新株予約権の行使請求取次場所
	該当事項なし
	3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所
	該当事項なし
5世子約歩の行体のタル	
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の	該当事項なし
事由及び取得の条件	
	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本
新株予約権の譲渡に関す	
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する 事項

該当事項なし

#### (注)1.本資金調達により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしましたが、下記「注2.本新株予約権付社債及び第9回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 (2)資金調達方法の選択理由(他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、割当予定先との間で協議を進めてきた下記「注2.本新株予約権付社債及び第9回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 (1)資金調達方法の概要」に記載された本資金調達は、下記「注2.本新株予約権付社債及び第9回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 (2)資金調達方法の選択理由(本資金調達の特徴)」に記載のメリットがあることから、下記「注2.本新株予約権付社債及び第9回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 (2)資金調達方法の選択理由(本資金調達の特徴)」に記載の留意点に鑑みても、本資金調達が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本資金調達を行おうとするものであります。

#### (資金調達の目的)

当社並びに当社の完全子会社である株式会社セルテクノロジー(以下、「当社グループ」といいます。) は、新たな事業ステージを指すGTS3.0「バイオで価値を創造するエンジニアリングカンパニー」を目標に掲げ、これまでの事業活動で得てきたバイオ技術に関するノウハウ及び知見並びに株式会社セルテクノロジーが所有する歯髄細胞バンクを最大限活用し、従来より手掛けてきた希少疾患、難病に加えて、小児疾患を重点的なターゲットと定め、これらの疾患に悩む患者様、そのご家族や介護者の方を含めた包括的なケアを目指して、新薬のみならず新たな医療の開発・提供に取り組んでおります。

当社グループは、バイオシミラー事業で安定的な収益を上げながらバイオ新薬事業と新規バイオ事業(再生医療/細胞治療)で大きな成功を成し遂げるという独自のビジネスモデルを形成しており、バイオシミラー事業において、ダルベポエチンアルファバイオシミラー(開発コード:GBS-011)については、2019年9月に共同開発先である株式会社三和化学研究所が厚生労働省から医薬品製造販売承認を取得し、ラニビズマブバイオシミラー(開発コード:GBS-007)については、2017年11月より国内における第 相臨床試験開始、2019年2月には同試験における最終患者登録完了に至り、並行して海外導出も果たすなど安定収益獲得に向けた最終段階に至っております。一方で中長期的な成長事業であるバイオ新薬事業及び新規バイオ事業(再生医療/細胞治療)においては、従来より手掛けてきた事業に加えて、今年度より新たな研究開発用ソースとして獲得した歯髄幹細胞を活用して共同研究及び提携に関する協議を様々な機関と進めている最中であります。

歯髄幹細胞は乳歯から採取する若年由来の細胞であるため修復・再生能力が高く、また他の幹細胞と異なり、骨、軟骨及び神経細胞に分化し易い特徴を有しているため、従来の幹細胞では治療が難しかった疾患の治療が期待されます。また、これまでの医薬品開発は罹患者数の多い疾患がターゲットとされておりましたが、近年は希少疾患・難病の治療薬開発にシフトしており、当社の事業戦略上の軸となる再生医療市場も拡大傾向にあり、2030年には日本だけでも1兆円規模に成長する\*と予測されております。このような状況の中、当社グループは歯髄幹細胞に適性のある疾患を見極め、これまで培ってきたプロジェクトマネジメント力を駆使し、社外パートナーと効率的に開発を進めることで当該事業を推進してまいります。本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行及び行使によって調達する資金は、これら当社グループの重要な成長事業であるバイオ新薬及び新規バイオ事業(再生医療/細胞治療)に資する予定であります。

\*出典:2015年8月 経済産業省生物化学産業課「法施行を踏まえた再生医療の産業化に向けた取組」

2.本新株予約権付社債及び第9回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

#### (1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、割当予定先に対し本新株予約権付社債及び本新株予約権を割り当て、割当予定先による行使によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権付社債の転換価額は740円、第9回新株予約権の行使価額は、740円に当初設定されていますが、本新株予約権付社債及び第9回新株予約権については発行後6か月毎に転換価額及び行使価額が修正される可能性があります。転換価額の修正が行われる場合、本新株予約権付社債の転換価額は、()当該CB修正日に先立つ15連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は()当該CB修正日において有効な転換価額のいずれか低い方に修正されます。第9回新株予約権について

は、( )当該第9回新株予約権修正日に先立つ15連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は( )当該第9回新株予約権修正日において有効な行使価額のいずれか低い金額に修正されます。但し、いずれの場合においても、かかる修正後の転換価額又は行使価額が下限転換価額又は下限行使価額を下回ることはありません。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とした本新株予約権付社債及び第9回新株予約権に係る買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結いたします。本買取契約においては以下の内容が定められる予定です。

(1)割当予定先への割当を予定する本新株予約権付社債の発行については、下記事項を満たしていること 等を条件とする。

本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること

本新株予約権付社債及び第9回新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていないこと 当社株式が上場廃止となっていないこと

当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと

当社が割当予定先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと

- (2) 各CB修正日において、上記(1) 乃至 に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当予定先は、本社債のうち、本社債の総額の6分の1に相当する額又は残存する本社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分(以下、「本対象部分」といいます。)を、当社普通株式に転換するものとする。但し、割当予定先は、当該CB修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる転換の全部又は一部を、次回以降のCB修正日に繰り延べることができる。なお、最終のCB修正日である2022年10月17日において、上記(1) 乃至 に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当予定先は、かかる繰り延べられた本対象部分及び残存する本社債の総額を、当社普通株式に転換するものとし、この場合において繰り延べは行われない。
- (3) 各CB修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額となる場合、当社は、本対象部分を、各社債の金額100円につき100円を0.9で除した金額で償還するものとする。但し、割当予定先は、当該CB修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる償還の全部又は一部を、次回以降のCB修正日に繰り延べることができる。
- (4) 当社が本買取契約に定める取引(当社によるその全て若しくは実質的に全ての資産の処分等)を行い、かつ割当予定先が当社に償還を要求した場合又は当社に本買取契約に定める事由(当社が発行する株式の上場廃止等)が発生した場合等においては、当社は残存する本新株予約権付社債の全てを各社債の金額100円につき125円で償還するものとする。
- (5) 本新株予約権付社債の譲渡には、当社取締役会の承認を必要とする(但し、割当予定先における管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan及びGoldman Sachs & Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。)。なお、譲渡された場合でも、割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。

#### 第9回新株予約権の買取りに係る条項

当社が本買取契約に定める取引(当社によるその全て若しくは実質的に全ての資産の処分等)を行った場合又は当社に本買取契約に定める事由(当社が発行する株式の上場廃止等)が発生した場合等においては、割当予定先が第9回新株予約権への投資を行うにあたって当初想定した前提に重大な変更が生じることに鑑み、割当予定先が当社に要求した場合には、当社は第9回新株予約権を当該時点における合理的な価格として、本買取契約に定めるブラック・ショールズ価格(ブラック・ショールズ・モデルを用いて、当社普通株式の価格、ボラティリティ等を考慮して算出される価格)で買い取ることとされています。

#### (2) 資金調達方法の選択理由

当社は、2018年6月に行使価額修正条項付第6回新株予約権を発行後、約10億円の資金を調達し、これらはすべて既存バイオシミラー事業の研究開発費に充当予定であります。その甲斐あってバイオシミラー事業で2品目について国内における上市の目途が立ち、加えて当社株式の流動性向上についても、同時に実施した株式分割及び当該新株予約権の行使によって、さらなる向上に取り組む余地はあるものの一定の成果を挙げることが出来たと考えております。一方、今年度に入って実施した株式会社セルテクノロジーの完全子会社化に伴い、中長期の事業戦略及び資金調達戦略を見直した結果、当社の重要な成長事業であるバイオ新薬及び新規バイオ事業(再生医療/細胞治療)を推進するに既存の調達方法では機動性の観点から十分ではないと判断し、さらには、最近の当社株価が当該新株予約権における下限行使価額を下回る状況が続いており、追加の資金調達が進まない現状も踏まえて、他の資金調達方法を検討した結果、機動的な戦略実行に備

株式会社ジーンテクノサイエンス(E27032)

有価証券届出書(参照方式)

え一定の金額を発行時点で調達することができる今回の資金調達方法に切り替えることを選択いたしました。

また、当社は今回の資金調達に際し、以下の「(本資金調達の特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本資金調達による資金調達による資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

#### (本資金調達の特徴)

当社は、2019年3月期において、バイオシミラー事業におけるGBS-001の販売が好調に推移し、売上高は 1,021百万円となりましたが、事業全般においては未だ先行投資を継続している状況にあり、経常損失は816 百万円、当期純損失は856百万円となりました。一方で、上記「1.本資金調達により資金調達をしようと する理由(資金調達の目的)」に記載のとおり、既存の第6回新株予約権の行使によって得た資金を基にバ イオシミラー事業におけるGBS-011、GBS-007の開発を推進し、両品目の上市によって2022年3月期以降の黒 字化が見えてまいりました。両パイプラインの進捗により当社の財務基盤を安定させるためのバイオシミラ 事業は一定の目途が立ったと考え、今後はさらなる成長を追求するため、かねてより取り組んでおりまし た当社グループが所有する歯髄幹細胞を軸とした新規バイオ事業(再生医療/細胞治療)に本資金調達によ って得た資金を充当し、同事業を本格始動してまいります。具体的には、先般お知らせした2019年9月10日 付「昭和大学との歯髄幹細胞を活用した骨関連疾患の治療法創出に向けた共同研究契約締結のお知らせ」、 同9月18日付「岐阜薬科大学との歯髄幹細胞を活用した眼関連疾患の治療法創出に向けた共同研究契約締結 のお知らせ」及び現在協議しているその他アカデミアとの共同研究開発費用、加えて本日開示いたしました 「再生医療ベンチャーHeartseed株式会社に対する出資のお知らせ」におけるHeartseed株式会社及び再生医 療関連の将来有望な会社との協業あるいは技術導入、又は歯髄幹細胞を核とした細胞治療プラットフォーム 確立のための具体的進捗にかかる費用等が対象となります。これらの案件は、既にパートナーと協働段階に 至っているため具体的に進捗させるための開発資金が必要な状況にあり、発行時に資金が調達できる本新株 予約権付社債の発行は、当社の資金ニーズに致する仕組みであります。加えて、これら蓋然性の高い案件の 他に今後発生してくる成長事業案件に関して、第9回新株予約権の行使によって資金を得られた場合は、好 機を逸することなく機動的な経営判断が下せるように同資金を充当いたします。第9回新株予約権は、6か 月毎に行使価額が修正されるものであることから最低6か月間は行使価額が一定となり、成長事業案件が市 場から評価されたことにより株価が上昇し、行使価額を大きく上回った場合、割当先が行使を行う蓋然性が 高まり、当社としてはそういった状況下において資金の確保を行うことが期待出来る仕組みとなっており、 案件開示後にタイムリーに資金調達が可能となります。万が一、マクロ的な要因等によって株価が期待通り 上昇しなかった場合においても、行使価額が6か月毎に修正されることから、一定の行使の蓋然性は担保さ れた仕組みとなっております。これは、株価に応じて日々行使価額が修正される新株予約権(以下、「MSワ ラント」といいます。)と比較して株価上昇時の調達資金額は少なくなりますが、割当先が株価の状況に関 わり無く短期間に株式を売却するインセンティブが働きにくく、当社のように流動性が未だ不十分な企業に とって、結果的に株価への影響を相対的に限定させつつ、必要資金の調達の確度を上げることに繋がると考 えております。また、第9回新株予約権の発行規模は約5億4千万円と本新株予約権付社債の発行額約6億 円より少なく設定しております。これは第9回新株予約権の行使と売却のタイミングが割当先の判断による ものであることから、株主価値の観点から現状見込まれる必要最低限の資金ニーズに沿ったものにし、潜在 希薄化率をできる限り減らすことが一番の理由です。この仕組みの特徴として行使価額修正の間隔が 6 か月 毎であり、日々の株価の動きに基づくというよりは行使及び売却ではなく、基本的には今後の成長事業案件 の開示とその後の株価の動きに応じて行使されることが期待できる仕組みとなります。そのため、結果とし て不必要な新株式発行を抑えられると判断し、第9回本新株予約権の発行規模を決定しました。さらに株主 価値の観点から考察いたしますと、成長事業案件の開示、後述のバイオ事業に精通した割当先の当社に対す る理解、中長期的な事業成長を見込んだ投資スタンス、すなわち機械的に行使及び行使後即時の株式売却を 行う傾向にあるMSワラントと違い、事業性の評価を前提としたスタンス、同スタンスを反映させた第9回本 新株予約権の仕組みによる開示後の株価に与える影響の最小化、調達した資金でさらなる案件の進捗といっ た好循環を形成し、当社の意向並びに株主価値の向上に沿った仕組みになると考えております。

さらに、本資金調達の割当先であるCVI Investments, Inc.は、これまで海外においてバイオ関連事業への投資をいくつも手掛けており、かつ複数回に及ぶ面談を通じて、同分野に精通した海外機関投資家であることを確認しております。同社は当社の現況及び事業戦略方針を充分に理解し、中長期的に金融面で当社を支援したい旨表明しております。今回の調達の仕組みに加え、バイオ関連事業に精通した純投資目的の機関投資家をパートナーにすることにより、新規の成長事業案件に関しては都度株主価値を最大限にするよう必要な資金を確保し実施していくことが期待でき、適時適切な資金調達を実現しながら事業運営を推進していけるものと考えております。

MSワラントを中心に広く一般に従来から実施されてきた、案件の有無に関係なく事前に資金を確保すると

いう戦略ではなく、都度必要な額を調達し潜在的な株主価値の希薄化を最小化するという方針を採用することは、当社が昨年から実施している資金調達からの方針の切り替えになりますが、2019年4月の株式会社セルテクノロジー買収以降、再生医療事業に関する案件は、その発生タイミング及び投資規模が読みにくいことが明らかになりましたので、このような調達方法に切り替え、株主価値の向上に繋げていきたいと考えております。

#### [留意点]

本新株予約権付社債及び第9回新株予約権については、割当予定先による第9回新株予約権の行使に伴って資金調達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点があります。

- (ア)株価が第9回新株予約権の行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による第9回新株予約権 の行使が期待できないため、資金調達の金額が当初の予定を下回ることとなります。
- (イ)第9回新株予約権の行使価額は、6か月毎に当初行使価額より低い水準に修正される可能性があり、その場合、資金調達の金額が当初の予定を下回ることとなります。
- (ウ)株価が第9回新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が第9回新株予約権を行使 するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があります。
- (エ)本新株予約権付社債については、発行時点においては会計上の負債であり資本には参入されず、一時的に負債比率が上昇します。
- (オ)本新株予約権付社債については、当初転換価額が上方に修正されないため、株価が下方となった場合、当初転換価額を下回る水準で6か月毎に転換価額が修正され、現状対比で低い株価で希薄化が発生する可能性があります。一方で、上記の本買取契約で定められる予定の内容のうち(1) 乃至に定める条件が充足されないことにより、又は、修正後の転換価額が下限転換価額を上回らないことにより、転換が進まず現金で償還する可能性があります。

### (他の資金調達方法との比較)

公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、 1 株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかが不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

社債及び借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、本新株予約権付社債のような資本への転換の機会がなく、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。

- 3 . 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 該当事項なし
- 4 . 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取 決めの内容 該当事項なし
- 5 . その他投資者の保護を図るため必要な事項 該当事項なし
- 6. 本新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名押印した上、行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

## 7.株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名 義からの振替によって株式を交付する。

8. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計30個の本新株予約権を発行します。

EDINET提出書類 株式会社ジーンテクノサイエンス(E27032) 有価証券届出書 (参照方式)

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等 該当事項なし

- 2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】 該当事項はありません。
- 3【新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権)】

### (1)【募集の条件】

発行数	7,298個
発行価額の総額	3,495,742円
発行価格	新株予約権1個当たり479円(本新株予約権の目的である株式1株当たり4.79円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期日	2019年10月16日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社ジーンテクノサイエンス 経営企画部 東京都中央区新川一丁目 2 番12号
払込期日	2019年10月16日
割当日	2019年10月16日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 日本橋支店 東京都中央区日本橋室町4丁目3番地18

- (注) 1.株式会社ジーンテクノサイエンス第9回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)は、2019年9月30日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
  - 2.申込み及び払込みの方法は、当社と割当予定先との間で、本有価証券届出書の効力発生を条件とした本買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
  - 3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
  - 4.振替機関の名称及び住所 該当事項なし

### (2)【新株予約権の内容等】

1

## 当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質

- 本新株予約権の目的となる株式の総数は729,800株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は減少する。
- 2 行使価額の修正基準

行使価額は、2020年4月17日、2020年10月17日、2021年4月17日、2021年10月17日、2022年4月17日、2022年10月17日、2023年4月17日及び2023年10月17日(以下、「本新株予約権修正日」という。)の各日において、本新株予約権修正日以降、( )当該本新株予約権修正日に先立つ15連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は( )本新株予約権修正日において有効な行使価額のいずれか低い金額に修正される。但し、修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

- 3 行使価額の修正頻度:本欄第2項の記載に従い修正される。
- 4 行使価額の下限:当初370円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調整されることがあり、以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権)」において、「下限行使価額」という。)
- 5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は729,800株(2019年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は2.64%)、割当株式数は100株で確定している。
- 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):273,521,742円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- 7 本新株予約権には当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする条項は付されていない。

### 新株予約権の目的となる 株式の種類

### 当社普通株式

完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、 当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。

## 新株予約権の目的となる 株式の数

- 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、729,800株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権)」において、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- 2 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数×分割・無償割当て・併合の比率 また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社
- 3 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、 又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。

4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 新株予約権の行使時の払 込金額

- 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権)」において、「行使価額」という。)は、当初740円とする。
- 2 行使価額の修正

行使価額は、本新株予約権修正日の各日において、本新株予約権修正日以降、( )本新株予約権修正日に先立つ15連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は( )本新株予約権修正日において有効な行使価額のいずれか低い金額に修正される。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

- 3 行使価額の調整
  - (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(下記第(2)号の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第(2)号に定義する取得価額等。また、下記第(2)号の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等)が、下記第(2)号において調整後の行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額)に調整される。
  - (2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合 (無償割当てによる場合を除く。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社 又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8 項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は使用人に当社 普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための 基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権)」において、「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に割り当てられたものを除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権)」において、「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合調整後の行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日 以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本 号 及び にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

(調整前行使価額 - 調整後行使価額)×調整前行使価額により当該 期間内に交付された株式数

株式数 = -

調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権)」において、「株式分割等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

既発行株式数 + 新発行・処分株式数 × 1 株当たりの払込金額

時価

調整後 調整前 ×-発行価額 行使価額 ×-

既発行株式数 + 新発行・処分株式数

(4)株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使 価額の適用時期については、次に定めるところによる。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

株主に対する無償割当てにより普通株式を発行又は処分する場合

調整後の行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準 日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

本号 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 及び にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これ を適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに 本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当 社普通株式を交付する。

(調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数

株式数

調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(5) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権)」において、「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。)をもって行使価額を調整する

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 時価 - 1 株当たり特別配当 時価

「1株当たり特別配当」とは、本「3 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権)」において、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「特別配当」とは、本「3 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権)」に (6) おいて、2023年10月17日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る 各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第 2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産と する剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額 に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における 累計額をいう。

特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る 会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の 翌月10日以降これを適用する。

- (7) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整 を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整 前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (8) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位 を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調 整後の行使価額が初めて適用される日、特別配当による行使価額調整式の場合は 当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に 始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均 値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小 数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。]

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与える ための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の 行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総 数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。ま た、上記第(4)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数 は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式 数を含まないものとする。

(9)上記第(2)号、第(4)号及び第(5)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次 に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行 使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整 を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行 使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後 の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮 する必要があるとき。

- (10)上記第(2)号、第(4)号及び第(6)号の規定にかかわらず、上記第(2)号、第(4)号又は 第(6)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価 額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価 額の調整を行う。
- (11) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日まで に、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価 額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但 し、上記第(2)号 及び第(4)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通 知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により 540,052,000円 株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額

別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調 整された場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。また、本新株予約権の権利行使 期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記 株式の払込金額の総額は減少する。

新株予約権の行使により	1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額
株式を発行する場合の株	本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各
式の発行価格及び資本組	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株
入額	予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記
	載の株式の数で除した額とする。
	2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則
	第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額と
	し、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加す
	る資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2019年10月17日から2023年10月17日までとする。
新株予約権の行使請求の	1 本新株予約権の行使請求受付場所
受付場所、取次場所及び	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
払込取扱場所	2 本新株予約権の行使請求取次場所
	該当事項なし
	3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所
	株式会社みずほ銀行 日本橋支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の	該当事項なし
事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関す	該当事項なし
る事項	
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新	該当事項なし
株予約権の交付に関する	
事項	

#### (注)1.本資金調達をしようとする理由

前記「1 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)(新株予約権付社債に 関する事項) 注1.本資金調達により資金調達をしようとする理由」をご参照下さい。

2 . 本新株予約権付社債及び第9回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間 で締結する予定の取決めの内容

前記「1 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)(新株予約権付社債に 関する事項) 注2.本新株予約権付社債及び第9回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項につ いて割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」をご参照下さい。

- 3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 該当事項なし
- 4 . 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取 決めの内容

該当事項なし

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項 該当事項なし

- 6. 本新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することがで きる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受 付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される 財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に 定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場 所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予 約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 7. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

8. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等 該当事項なし

9. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名 義からの振替によって株式を交付する。

# (3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(千円)	発行諸費用の概算額 ( 千円 )	差引手取概算額(千円)
1,143,547	27,450	1,116,097

- (注) 1.上記払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額(600,000千円)及び本新株予約権の発行価額の総額(3,495千円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(540,052千円)を合算した金額です。上記差引手取概算額は、上記払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
  - 2.発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
  - 3. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
  - 4.発行諸費用の概算額は、主に、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社へのエージェント費用、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

#### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,116,097千円の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

調達区分	具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
本新株予約権付社債	バイオ新薬及び新規バイオ事業における既に具体的 な開発活動をスタートさせている案件に関する費用	585	2019年10月~ 2020年6月
本新株予約権	バイオ新薬及び新規バイオ事業における今後の新規 案件拡充費用及び当該案件の推進に必要な研究開発 費用	530	2019年10月~ 2022年3月

- (注)1.支出時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。
  - 2 . 本新株予約権の行使の有無は本新株予約権者の判断に依存するため、行使可能期間中に行使が行われず、本 新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。その場合には、自己資金の充当、借入れ等の 方法により対応する予定です。

バイオ新薬及び新規バイオ事業における既に具体的な開発活動をスタートさせている案件に関する費用 当社は、バイオ医薬品及び再生医療市場の急拡大に機を逸することなく適応し、高い収益性と成長性を兼ね 備えたバイオテクノロジー関連企業であり続けるために、バイオシミラーの開発と並行してバイオ新薬事業及 び再生医療分野における新規バイオ事業の推進を行うことが重要と考えております。この方針に基づき、大学 や提携先企業等のパートナーとの共同研究費、開発品目における科学的妥当性及び事業性の検証を行う薬効薬 理試験・安全性試験・細胞株構築、小規模の製造の検討等に係る研究開発費用、並びに歯髄幹細胞と適性のある希少性・難治性疾患領域をターゲットとした開発品目や技術等を導入するための費用が必要となります。具体的には、上記「1 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 (新株予約権付社債に関する事項) 注2.本新株予約権付社債及び第9回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 (2)資金調達方法の選択理由(本資金調達の特徴)」に記載のとおり、昭和大学、岐阜薬科大学及び現在協議しているその他アカデミアとの共同研究開発費用、再生医療関連の将来有望な会社との協業あるいは技術導入、並びに歯髄幹細胞を核とした細胞治療プラットフォーム確立のための具体的進捗にかかる費用等、実際に開発活動をスタートさせている案件に対して本新株予約権付社債の発行に係る調達資金の全額となる585百万円を充当いたします。

バイオ新薬及び新規バイオ事業における今後の新規案件拡充費用及び当該案件の推進に必要な研究開発費用 上記「バイオ新薬及び新規バイオ事業における既に具体的な開発活動をスタートさせている案件に関する費用」以外の現在取り組んでいるバイオ新薬及び新規バイオ事業の新規案件費用及び当該案件の研究開発費用と して、本新株予約権の行使に係る調達資金の全額となる530百万円を充当いたします。

なお、上記「1 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 (新株予約権付 社債に関する事項) 注2.本新株予約権付社債及び第9回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項 について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 (2)資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、 バイオシミラー事業で必要な資金は、既存の行使価額条項付第6回新株予約権で調達した資金を充当できる見 込みとなり、加えて今後の事業戦略の見直しの結果、追加資金は不要と判断したため本資金調達で得た資金は バイオシミラー事業には充当いたしません。

当社が2016年3月28日、2016年12月5日、2017年3月9日及び2018年6月1日開催の取締役会にてそれぞれ 決議した第三者割当による新株発行及び新株予約権証券の発行に係る同日提出の有価証券届出書による調達資 金の充当状況等は以下のとおりであります。

2016年3月28日に決議した第三者割当による新株発行に係る有価証券届出書による調達資金の充当状況(2019年9月30日現在)

具体的な使途	充当予定額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
バイオシミラー事業			
GBS-002~009のうち4品目に係る製造方法の確立・非 臨床試験にかかる費用	525	525	2016年4月~ 2019年3月
GBS-001~009のうち2品目の原薬製造委託にかかる製造委託費用	388	388	2016年4月~ 2017年3月
新規パイオシミラーパイプライン3品目の細胞株構 築、製法プロセス・品質の検討にかかる費用	462	462	2016年7月~ 2019年6月
新規バイオ事業			
新規パイオ事業(再生医療含む)の検討・非臨床試験 等の研究開発費用	600	600	2016年7月~ 2019年6月

2016年12月5日に決議した第三者割当による新株発行に係る有価証券届出書による調達資金の充当状況(2019年9月30日現在)

具体的な使途	充当予定額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
バイオシミラー事業			
GBS-002~009のうち別件第三者割当において未着手の 1品目の製造プロセス・品質の検討にかかる費用	147	147	2016年12月~ 2019年3月
新規パイオシミラーパイプラインの2品目の細胞株構 築、製法プロセス・品質の検討にかかる費用	235	235	2016年12月~ 2018年10月
バイオ新薬事業			
バイオ新薬の新たなシーズ探索研究及び非臨床試験に かかる研究開発費用	113	113	2016年12月~ 2018年12月

2017年3月9日に決議した第三者割当による新株発行に係る有価証券届出書による調達資金の充当状況 (2019年9月30日現在)

具体的な使途	充当予定額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
バイオシミラー事業			
当社で開発中の本バイオシミラーの商用原薬生産に向けた	207.2	207.2	2017年4月~
製造スケールアップ及び品質の検討にかかる費用	297.3	297.3	2018年 9 月

2018年6月1日に決議した第三者割当による新株予約権証券の発行に係る有価証券届出書による調達資金の充当状況(2019年9月30日現在)

具体的な使途	充当予定額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
バイオシミラー事業			
GBS-002~011のうち3品目に係る製造方法の最終化、 商用品の供給に向けた準備、製造販売承認の取得に向 けた申請等の準備にかかる費用	1,350	518	2019年 4 月 ~ 2022年12月
新規バイオシミラーパイプライン 1 ~ 2 品目の製法プロセス開発、品質試験及び非臨床試験にかかる費用	650	-	2019年4月~ 2022年3月
バイオ新薬事業及び再生医療事業			
既存バイオ新薬の研究開発費用及びバイオ新薬の導 入・新規バイオ事業(再生医療)の拡充費用	1,059	-	2019年4月~ 2023年3月

### 第2【売出要項】

該当事項なし

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ロックアップについて

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込期日後270日間を経過するまでの期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(但し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行、本新株予約権付社債の転換による当社普通株式の交付又は本新株予約権若しくは発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、発行済株式数の5%以下とします。)、株式分割、当社の取締役等へのストック・オプションの付与(但し、当該ストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の数は、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数とあわせて発行済株式数の5%以下とします。)その他日本法上の要請による場合等を除きます。)を行わない(但し、当社の成長に寄与する等の正当な理由に基づく長期の戦略的パートナーへの第三者割当については除きます。)旨を合意する予定です。

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から割当予定先が本新株予約権付社債又は本新株予約権を保有している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等であって、(A)当該証券等の最初の発行後、又は(B)当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生により、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が当社普通株式の株価に連動して調整されるものの発行若しくは処分又は売却を行わない旨を合意する予定です。

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から割当予定先が本新株予約権付社債又は本新株予約権を保有している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権付社債の下限転換価額又は本新株予約権の下限行使価額を下回る払込金額による当社普通株式の発行又は処分、及びその保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等で、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が本新株予約権付社債の下限転換価額又は本新株予約権の下限行使価額を下回るものの発行又は処分を行わない旨を合意する予定です。

当社は、割当予定先の承諾を得て上記 又は の発行等を行う場合で、割当予定先が要求した場合、上記 又は の発行等を行う証券等のうち本買取契約に従って算出される割合分について、他の相手方に対するものと同様の条件 で割当予定先に対しても発行等を行う旨を合意する予定です。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a . 割当予定先の概要

(4) 6715	CVI Investments Inc		
(1) 名称	CVI Investments, Inc.		
  (2)所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House,		
(2) MILE	Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands		
(3)国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。		
(4) 出資額	開示の同意が得られていないため、記載していません。		
(5)組成目的	投資		
(6)組成日	2015年7月1日		
(7) 主たる出資者及びその出資比率	開示の同意が得られていないため、記載していません。		
	名称	Heights Capital Management, Inc.	
	所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート715、1201Nオレンジストリート、ワン・コマース・センター	
(8)業務執行組合員又はこれ	国内の主たる事務所の責任者 の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
に類する者に関する事項	出資額又は資本金	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
	事業内容又は組成目的	投資	
	主たる出資者及びその出資比率	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
	代表者の役職・氏名	Investment Manager Martin Kobinger	

#### (注) 2019年9月30日現在。

#### b. 提出者と割当予定先との間の関係

- · MEMILENIA I MENERALISMAN				
出資関係	該当事項はありません。			
人事関係	該当事項はありません。			
資金関係	該当事項はありません。			
技術関係	該当事項はありません。			
取引関係	該当事項はありません。			

#### (注) 2019年9月30日現在。

### c . 割当予定先の選定理由

当社は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債) (新株予約権付社債に関する事項) 注1.本資金調達により資金調達をしようとする理由」に記載のとおり、バイオ新薬及び新規バイオ事業における研究開発を進展させるための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような状況の中、当社の資本政策及び株主戦略について議論を行ってきたキャンターフィッツジェラルド証券株式会社に対し、当社よりリスク許容度の高い優良な機関投資家から資金調達を行いたい意向を伝えたところ、リスク許容力があり、かつバイオ領域に造詣がある海外機関投資家をご紹介頂ける旨説明がありました。そして、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社が、国内外の上場企業に対する多数の投資実績を有し、高い投資判断能力とリスク許容力を有すると見込まれる投資家として選定した海外機関投資家であり、割当予定先の資産運用を行う会社であるHeights Capital Management, Inc.の紹介を受けました。その後、当社執行役員経営管理本部長の栄靖雄がHeights Capital Management, Inc.のAsia Pacific地域投資責任者を通じて、ヘルスケア投資責任者かつシニアアナリストと同社米国拠点での面談を経て投資スタンス等の理解を深めた上で、当社の資金ニーズについて相談したところ、具体的な資金調達提案を受けるに至りました。次いで、Heights Capital Management, Inc.、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社との面談を通じて、提案内容について協議並びに確認しました。それらを社内で協議・検討した結果、案件の準備を進めることで関係者間で合意に至り、本資金調

達のスキームが、当初のタイミングで一定の資金を確保できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ 追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに合致していると判断しました。割当予定先の 属性についても当社内にて協議・検討しましたが、割当予定先はSusquehanna International Groupが有する自己 資金で運用する米系機関投資家として保有資産も潤沢であり、また、割当予定先の資産運用を行う会社である Heights Capital Management, Inc.は、バイオ及びヘルスケア領域における造詣が深く、取得した当社株式を中長 期的に保有する方針であることを確認し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当ては適当であると判断しま した。その結果、本資金調達のスキームを採用し、CVI Investments, Inc.を割当予定先とすることを決定いたし ました。

#### d.割り当てようとする株式の数

本新株予約権付社債に係る各社債に付された転換社債型新株予約権の数は1個とし、合計30個の転換社債型新株 予約権を発行します。

本新株予約権付社債に付された新株予約権の全てが、2019年9月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額を転換価額として行使された場合に交付される株式の数は810,810株です。

本新株予約権の目的である株式の総数は729,800株です(但し、別記「第1 募集要項 3 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権)」の「(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。)。

#### e . 株券等の保有方針

本新株予約権付社債及び本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本買取契約上、割当予定先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の9.99%を上回ることとなるような当社普通株式の発行を行わない旨を盛り込んでおります。

#### f . 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先との間で締結する予定の本買取契約において、割当予定先は払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明保証を受ける予定です。また、当社は、割当予定先から、2018年12月31日現在の財産目録及び当該割当予定先が1億ドル以上の証券を保有していることにより米国証券法上の適格機関投資家と判定されているということを示す資料として2019年3月26日時点のQIB Certificateを受領しており、また、割当予定先の資産運用を行う会社であるHeights Capital Management, Inc.に対するヒアリングにより現金化できる流動資産があること及び自己資金での払込みであることを伺っており、割当予定先に割り当てられる本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。割当予定先に割り当てられる本新株予約権付社債並びに本新株予約権の発行及び行使に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。

#### g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先との間で締結する予定の本買取契約において、割当予定先から、割当予定先及びその業務執行組合員及び主な出資者が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力であるか否か、及び割当予定先、業務執行組合員について、反社会的勢力であるか否か、及び割当予定先、業務執行組合員及び主な出資者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(代表取締役:羽田寿次、本社:東京都港区赤坂二丁目8番11号)に調査を依頼し、調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、割当予定先若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力である、又は割当予定先若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。加えて、割当先はSusquehanna International Groupの自己資金によって組成されている旨、当社執行役員経営管理本部長の栄靖雄がHeights Capital Management, Inc.のAsia Pacific地域投資責任者を通じて同社のヘルスケア投資責任者に確認をしており、Susquehanna International Group及びその役員に対しても上述の反社会的勢力の調査を実施し、同様に反社会的勢力との接点は見受けられませんでした。以上により、当社は、割当予定先並びにその業務執行組合員及び主な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

非公開のファンドである割当予定先に関する一部の情報については、当社執行役員経営管理本部長の栄靖雄が、Heights Capital Management, Inc.のAsia Pacific地域投資責任者を通じて同社のヘルスケア投資責任者に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。なお、割当予定先が開示の同意を行わない理由につきましては、CVI Investments, Inc.を含むSusquehanna International Groupに属するエンティティは全て、外部資本の受け入れを行っていない非公開のエンティティであることから、資本構成や資本金・出資金の情報は極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。

EDINET提出書類 株式会社ジーンテクノサイエンス(E27032) 有価証券届出書(参照方式)

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債及び本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する予定の本買取契約において、本新株予約権付社債及び本新株予約権の譲渡(但し、割当予定先における管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan及びGoldman Sachs & Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされています。)の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

#### 3【発行条件に関する事項】

(1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結予定の本買取契約に定められた諸条件を 考慮した本新株予約権付社債の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(代表者:黒崎知岳、住 所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号)(以下、「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。赤坂国際会 計は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカ ルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2019年9月27日)の市場環境や割当予定先の権利行使行動 等を考慮した一定の前提(当社の株価(740円)、配当額(0円)、無リスク利子率( 0.3%)、当社株式の株 価変動性(53%)及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び 株式売却を実施すること、等)を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。当社は、本新株予約権付 社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債の発行価額を 各本社債の金額100円につき金100円とすることを決定しております。また、本新株予約権付社債の転換価額は、 今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、6か月 毎のCB修正日毎に、当該CB修正日に先立つ15連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売 買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の91%に相当 する金額又は当該CB修正日において有効な転換価額のいずれか低い方に修正されるものとし、当初の転換価額に ついては2019年9月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額、下限転換価額につい ては2019年9月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を50%下回る額に設定されてお り、最近6か月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特 に不合理な水準ではないと考えております。また、転換価額の下方修正条項があり実質的に当初転換価額が上限 である修正条件については、本新株予約権付社債権の発行により速やかな資金調達ができることを考慮すれば特 に不合理ではないと考えております。当社は、本新株予約権付社債の発行価額が赤坂国際会計の算定した価値評 価額(各社債の金額100円につき金99.3円から金103.2円)の範囲内であり、本社債に本新株予約権付社債に係る 新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権付社債に係る新株予約権 の実質的な対価と本新株予約権付社債に係る新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権付社債に係る新 株予約権の実質的な対価(社債額面100円当たり8.2円から14.2円)が本新株予約権付社債に係る新株予約権の公 正な価値(社債額面100円当たり4.1円)を上回っており、その評価手続きについて特に不合理な点がないことか ら、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと 判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員から、本新株予約権付社債の発行条件は、第三者算定機関の選定が妥当であること、本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的対価は当該新株予約権の公正な価値を上回っていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当しない旨の意見を得ております。

#### 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考 慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、価格算定に 使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定 モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること 並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件 を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・ シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、赤坂国際会計は、評価基準日(2019 年9月27日)の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価(740円)、配当額 (0円)、無リスク利子率(0.3%)、当社株式の株価変動性(53%)及び市場出来高、割当予定先が市場出 来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること、等)を置き、本新株予約権の 評価を実施しています。当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額(本新株予約権1個につき 金479円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を479円とし、本新株予 約権の行使価額は当初、2019年9月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額としま した。本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす 可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカ ルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価 格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行 価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員から、本新株予約権の払込金額の算定に際しては、第三者算定機関が、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利

等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定 手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かか る第三者算定機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、 第三者算定機関によっ て算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額が決定されていることから、本新株予 約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でない旨の意見を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数(810,810株)並びに本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(729,800株)を合算した総株式数は1,540,610株(議決権数15,406個)(但し、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される最大株式数1,621,621株を合算した総株式数は2,351,421株(議決権数23,514個))であり、2019年8月7日現在の当社発行済株式総数27,646,986株(議決権総数276,448個)に対して、5.57%(議決権総数に対し5.57%)の希薄化(本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合8.51%(議決権総数に対し8.51%)の希薄化)(小数点第三位を四捨五入)が生じるものと認識しております。

しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、本資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

なお、本資金調達において、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数に本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に発行される総株式数を加えた株式数合計1,540,610株に対し、当社普通株式の過去6か月間における1日当たり平均出来高は107,739株であり、一定の流動性を有していることから、本資金調達は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の所 有株式数 (株)	割当前の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
ノーリツ鋼機バイオホールディ ングス合同会社	東京都港区麻布十番1-10-10	9,471,832	46.57%	9,471,832	43.29%
CVI Investments, Inc.	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	-	-	1,540,610	7.04%
ナノキャリア株式会社	千葉県柏市若柴226-39 中央 144街区15	1,000,000	4.92%	1,000,000	4.57%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	895,800	4.40%	895,800	4.09%
JSR株式会社	東京都港区東新橋1-9-2	686,814	3.38%	686,814	3.14%
千寿製薬株式会社	大阪市中央区瓦町3-1-9	555,200	2.73%	555,200	2.54%
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人モルガン・スタン レーMUFG証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1-9- 7 大手町フィナンシャルシ ティ サウスタワー)	492,912	2.42%	492,912	2.25%
伊藤忠ケミカルフロンティア株 式会社	東京都港区北青山2-5-1	399,600	1.96%	399,600	1.83%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K. (東京都港区六本木6-10-1 六 本木ヒルズ森タワー)	302,699	1.49%	302,699	1.38%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	290,630	1.43%	290,630	1.33%
計		14,095,487	69.30%	15,636,097	71.46%

- (注) 1.「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2019年3月31日現在 の株主名簿を基に記載しております。
  - 2.「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
  - 3.「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に基づき、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される最大株式数及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。なお、本買取契約上、割当予定先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の9.99%を上回ることとなるような当社普通株式の発行を行わない旨が盛り込まれております。
  - 4.当社は2019年4月1日付で株式会社セルテクノロジーの完全子会社化のための株式交換を実施しており、同日付で株式交換に係る普通株式7,250,740株を新規発行しております。なお、当該株式交換の実施により、2019年4月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、大友宏一氏が2019年4月1日現在で当社の株式を1,920,750株所有している旨が記載されています。
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項なし
- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項なし

EDINET提出書類 株式会社ジーンテクノサイエンス(E27032) 有価証券届出書(参照方式)

8【その他参考になる事項】 該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

### 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部【参照情報】

## 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)2019年6月28日北海道財務局長に提出

### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)2019年8月7日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年9月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月28日に北海道財務局長に提出

### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年9月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年8月5日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年9月30日)までの間において、変更その他の事項はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2019年9月30日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ジーンテクノサイエンス 本店 (東京都中央区新川一丁目2番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

### 第五部【特別情報】

該当事項なし